

川崎市まちづくり局緊急工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急対応を要する災害その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により、緊急工事（地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第5号に基づく随意契約による工事をいう。）を、まちづくり局で発注する工事について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱における緊急工事の対象は、市保有の公共施設において、緊急に施工しなければならない工事のうち、競争入札に付する時間的余裕がない場合であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 崩壊、損傷、浸水等の災害に伴う応急工事
- (2) 電気、機械設備等の故障に伴う応急対策・緊急復旧工事
- (3) 災害の未然防止のための応急対策・緊急復旧工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由の発生直後から一定の間に対応が必要となる応急対策又は緊急性が高い災害に関する緊急復旧工事

(緊急工事の検討)

第3条 まちづくり局長は、やむを得ない事由が生じ、緊急工事の対象となる財産を所管する局の長（以下「所管局長」という。）から、緊急工事の実施に係る協議の申し出（「技術支援依頼書」【緊急工食用】）（第1号様式）を受けたときは、工事内容、履行場所、工期、費用等を調査し、迅速かつ適切に発注方法等を検討し、結果について所管局長へ回答するものとする。

- 2 まちづくり局長は、前項に規定する検討の結果、緊急工事を実施することが必要と認めるときは、所管局長から「緊急工事実施依頼書」（第2号様式）の提出を受けるものとする。
- 3 まちづくり局長は、前項により、「実施依頼書」の提出を受け、緊急工事を発注する場合は、財政局長に対し、「緊急工事事前連絡書」（第3号様式）を提出し、承諾（「緊急工事事前連絡書（回答）」）（第4号様式）を得るものとする。

(業者選定)

第4条 まちづくり局長は、緊急工事を実施するときは、工事の緊急度や施工業者の体制等を勘案のうえ、川崎市災害時協定の各団体（以下「団体」という。）より会員企業に関する情報提供を受け、施工業者を適切に選定しなければならない。また、団体宛てに緊急工事業者の推薦について依頼（「工事業者推薦依頼書」）（第5号様式）し、その回答（「工事業者推薦回答書」）（第6号様式）を得るものとする。

- 2 まちづくり局長は、施工業者の選定に際しては、次の事項を確認するものとする。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

- (3) 川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていること
 - (4) 施工業者の所在地、施工体制及び施工実績
 - (5) 早期かつ確実な施工の観点から契約の相手方として最も適していること
- 3 前各項の規定に関わらず、工事の緊急度や工事の性質上これにより難しいときは、この限りではない。

(緊急工事の決裁)

第5条 まちづくり局長は、前条により施工業者を選定した後、速やかに「**緊急工事施行書**」(第7号様式)及び「**随意契約理由書**」(第8号様式)を作成し、財政局長へ「**緊急工事施行書**」を提出し、承諾(「**緊急工事施行書について(回答)**」)(第9号様式)を得るものとする。

(緊急工事の発注)

第6条 まちづくり局長は、前条により施工業者として決定した者(以下「**受注者**」という。)に対し、「**緊急工事発注書**」(第10号様式)により、緊急工事の施工を依頼するものとする。

(なお、契約保証金については、川崎市契約規則第33条第5号により免除)

- 2 受注者は、前項の依頼を受けた後、速やかに「**緊急工事請書**」(第11号様式)を作成するとともに、工事着手届及び必要な書類を作成し、まちづくり局長に届け出なければならない。
- 3 まちづくり局長は、前項の規定に基づき、受注者から「**緊急工事請書**」の提出を受けたときは、財政局長に対し、報告するものとする。

(設計書の作成等)

第7条 まちづくり局長は、緊急工事を発注する場合は、被災状況や工事の緊急度を踏まえて工事内容を検討し、発注の前に設計図書その他の作成を要することなく、工事の依頼を行うことができる。

- 2 まちづくり局長は、速やかに工事費の積算を行い、適正な工事価格を定め、財政局長に対し、緊急工事の契約金額の合意(「**合意書**」)(第12号様式)に係る手続の実施について、完成期限の2週間前までに依頼するものとする。

(積算及び工事価格について)

第8条 前条第2項における工事費の積算、適正な工事価格について、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じ、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で工事価格を設定するものとする。

- 2 既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、市場の変化を的確に把握し、実態を踏まえた積算を実施するよう努めるものとする。
- 3 工事価格の作成については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じて見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定するものとする。

する。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、緊急工事の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な工事価格の決定を図るものとする。

（特に緊急を要する場合）

第9条 この要綱に定める様式について、発災後、特に緊急を要する場合には、書面の作成を省略し、事後に作成することができる。なお、この場合であっても、速やかに書面の作成を行うものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めのない事項については、川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）及び関係法令によるほか、まちづくり局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。